

入札説明書

特殊詐欺被害防止コールセンター業務委託については次のとおりとする。

1 入札内容

- (1) 入札の件名
特殊詐欺被害防止コールセンター業務委託
- (2) 入札案件の仕様等
別添「特殊詐欺被害防止コールセンター業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県が行う入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の5第1項の規定に基づき定める資格は、次のとおりとする。
 - ア 島根県税を滞納していない者であること。
 - イ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - ウ 島根県内に本社、本部、支店、支部等のいずれかがあること。
 - エ 法人であって、過去5年以内に国又は地方公共団体と同種・同規模の契約を締結し、履行した実績又は事業として特殊詐欺被害防止活動などの防犯活動の実績がある者であること。
- (7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の承認を受けた者であること。

3 入札参加資格確認申請

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和8年5月1日（金）正午までに、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び所定の提出書類を添え、島根県警察本部長に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

〒690-8510 島根県松江市殿町 8 番地 1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852-26-0110 内線2241～2243
FAX 0852-28-7111

イ 提出方法

簡易書留による郵送（提出期限必着）又は持参

- (3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じること。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。

入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は別に定める入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知する。

- (4) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

4 入札参加資格確認申請等に必要な書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

- (2) 定款

- (3) 登記事項証明書

- (4) 営業経歴書（様式第 2 号）

- (5) 委任状（様式第 3 号）

契約の締結及び代金の請求等を代理人（支店長等）へ委任する場合

- (6) 島根県税の納税証明書（地方消費税を除く。）

県税の滞納がない旨の証明書（入札参加資格審査用）の交付を最寄りの県民センターで受けて提出すること。

- (7) 消費税及び地方消費税の納税証明書

納税地（本社所在地）を所轄する税務署長が発行する未納税額がないことを証明したもの

- (8) 法務局に登録する役員の氏名、性別、生年月日、住所を記載した名簿（個人にあつては、当該個人、当該個人と生計を一にする配偶者）（様式第 9 号）

- (9) 委託業務体制表（様式第 10 号）

- (10) 過去 5 年以内に国又は地方公共団体と同種・同規模の契約を締結し、履行したことがわかる書類。又は事業として特殊詐欺被害防止活動などの防犯活動の実績があることがわかる書類。

- (11) 入札保証金免除申請書（様式第 4 号）

島根県会計規則第 61 条の 2 各号により入札保証金の免除を希望する場合のみ。

- (12) 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒

定形封筒（長型 40 号程度）に 110 円切手を貼付し、あて先を記入すること。

※ 上記(3) (6) (7)については、申請日前3か月以内に発行された原本を提出のこと。

※ 上記(2) (3) (4) (6) (7)については、島根県が作成する入札参加資格者名簿に記載されている場合は、省略することができる。

5 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話0852-26-0110 内線2241～2243

(2) 入札説明会

実施しない。

(3) 入札の日時及び場所等

入札は簡易書留による郵送又は持参により行うこと。

ア 提出期限 令和8年5月18日(月)午後4時

イ 提出場所 (1)の場所

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年5月19日(火)午前10時

イ 場所 島根県警察本部 7階 聴聞室

なお、入札保証金の納付を要しない入札者(又はその代理人)の来庁は求めない。

6 入札保証金の免除申請

この入札に参加を希望する者で、島根県会計規則第61条の2の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書(様式第4号)に、入札保証保険契約に係る保険証券、過去2年間の契約書の写等免除規定に該当することを証明する書類を添えて、令和8年5月1日(金)正午までに下記場所まで提出しなければならない。

{提出場所}

前記3(2)アの場所

7 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 入札書は、入札書(様式第5号)によるものとし、「年月日」欄は入札の日を、「氏名」欄には次により記載すること。

(ア) 入札、開札の日に入札・契約権限がある者(支店長等名称は問わない。以下「支店長等」という。)が自ら入札に参加する場合は、法人の名称及び当該支店長等の氏名を記載すること。

(イ) 支店長等が、支店長等以外の者(以下「代理人」という。)に入札に関する一切の事務委任したときは、委任状(様式第7号)に代理人の住所氏名を記載するとともに、法人の住所、名称及び支店長等の氏名を記載の上、入札

書と共に委任状（様式第7号）を提出しなければならない。

(ウ) 入札者又はその代理人は、本件にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

イ 入札書は、封筒に入れ密封のうえ、封筒の表書きとして「入札者の氏名（法人の場合はその名称若しくは商号）」、前記1の「入札の件名」及び「入札書在中」と記載し提出すること。

ウ 入札書を郵送する際は二重封筒とし、外封筒に「入札書在中（入札の件名）」と朱書きして、簡易書留により郵送すること。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載すること。

オ 入札者は、当該案件にかかる一切の諸経費を含めて入札金額を見積もること。

カ 落札決定にあたっては、予定価格の範囲内で最低入札価格をもって落札金額とする。

キ 入札者は、その入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

ク 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、改めて入札日時を通知の上再度の入札を行う。

(2) 入札保証金

ア 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条第1項の規定により、契約予定相当額（入札予定金額に消費税等の額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金は免除する。

イ 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により現金のほか、地方債その他の有価証券の提供をもって代えることができる。

ウ 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。

- ・ 納付場所
島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課
- ・ 納付時期

入札日当日の午前9時から正午まで

エ 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に還付するものとする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

オ 入札保証金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定によ

り落札者が契約を締結しないときは、県に帰属する。

(3) 再度入札

ア 再度入札は2回まで行う。初回の再度入札において落札者がいないときは、改めて入札日時を決定、通知の上、再度入札を行うものとする。

イ 再度入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。

(4) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が2人以上あるときは、当該入札参加者にくじを引札者を決定する。この場合において、当該落札者はくじ引きを辞退できないものと引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わって引かせ、落札者を決定するものとする。

(5) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第61条の3第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがある。

(6) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第63条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札は無効とする。

ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。

イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。

ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(7) 落札の通知

落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の2の規定により直ちにその旨を当該落札者に通知する。

(8) 入札の辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は開札前までに入札辞退届を郵送により提出すること。

(9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県警察本部警務部会計課に通報すること。なお、当該通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

8 契約

(1) 契約条項

別添「委託契約書（案）」のとおりとする。

ただし、委託料の各月の支払額については、契約書（分割支払表）で約定する。

(2) 前金払

なし

(3) 契約書の作成

ア 落札者が決定したときは、島根県会計規則第64条の3第1項の規定により14日以内に契約を締結することとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書2通に記名押印し、更に島根県警察本部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印することとする。

ウ 前記イの場合において島根県警察本部長が記名押印したときは、当該契約書1通を契約の相手方に送付することとする。

エ 地方自治法第234条第5項の規定により島根県警察本部長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないこととする。

(4) 契約保証金

ア 島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

イ 契約保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定を準用する。

ウ 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は次のとおり。

・ 納付場所

島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課

・ 納付時期

落札の日から契約締結までの間

エ 契約保証金は、契約履行の検査完了後に請求に基づき還付する。

(5) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

9 質疑

(1) 入札説明に対する質疑

入札説明書、添付資料及び業務の仕様に関して質疑がある場合は、質疑票（様式第8号）により令和8年4月23日（木）正午までに提出すること。

(2) 提出先

前記3(2)アの場所

(3) 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出すること。（ただし、ファクシミリの場合は、回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があるため、注意すること。）

(4) 回答

書面、メール又はFAXにより回答する。

10 入札説明書添付書類

- (1) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 営業経歴書（様式第2号）
- (3) 委任状（申請用）（様式第3号）
- (4) 入札保証金免除申請書（様式第4号）
- (5) 入札書（様式第5, 6号）
- (6) 委任状（入札用）（様式第7号）
- (7) 質疑票（様式第8号）
- (8) 役員等名簿（様式第9号）
- (9) 委託業務体制表（様式第10号）
- (10) 委託契約書（案）
- (11) 特殊詐欺被害防止コールセンター業務委託仕様書
- (12) 辞退届（様式第11号）